

**伊佐市公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定）（案）に対する
意見公募（パブリックコメント）の結果について**

市では、平成29年3月に策定した「伊佐市公共施設等総合管理計画」の見直しに当たり、改定（案）に対する市民のみなさまのご意見等をうかがう意見公募（パブリックコメント）を実施しました。
その結果、1通（11件）のご意見をいただきました。それらのご意見と市の考え方は下記のとおりです。

1 結果概要

(1) 募集方法等

募集期間	令和4年2月15日（火）から令和4年3月16日（水）まで（30日間）
意見提出方法	郵送、FAX、メール又は持参
計画案の公表場所	財政課（大口庁舎）、地域総務課（菱刈庁舎）、市ホームページ

(2) 提出数、提出方法、意見数

提出数	1通（メール1通）
意見数	11件

(3) 項目別の意見数

I 計画の位置付け	0件
II 本市の社会的状況	0件
III 公共施設等の保有状況	1件
IV 公共施設等の更新費用	0件
V 公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針	8件
VI 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	1件
VII フォローアップの実施方針	0件
VIII 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	0件
IX これまでの取り組み実績	0件
その他のご意見	
全体的な意見として	1件

2 いただいたご意見と市の考え方

NO.	頁及び 該当箇所	ご意見	市の考え方
1	P21 (6) 耐震化 の状況 ②安全性確保 のための実施 方針 P39 (4) 耐震化	<p>公営住宅の30%が現在の耐震基準を満たしておらず、かつ耐震補強が実施されていない状況について。</p> <p>危険度の極めて高い住宅に、市が危険を十分認識しながら、市民を「公営」住宅に住まわせ続けてよいのか。市としては「利用者にそのリスクを十分周知」したつもりでも、実際に生命が失われたらどんな事態になるのか。</p> <p>南海トラフ巨大地震をはじめとする地震に備えて、市民の生命を守るために危険な公営住宅の一日も早い廃止に取り組むことは、公共施設等の総合管理における最重要課題ではないか。</p>	<p>該当する住宅の入居者にはリスク等を十分周知し、転居費用の一部補助等により耐震基準を満たす住宅への転居を推進します。今後も入居者への支援を充実させ安心安全な公営住宅の管理に努めてまいります。</p>
2	P33～ V 公共施設 等の管理に 関する基本 的な方針	<p>人口減少、施設老朽化、財政規模縮小で公共施設の縮減が必要なことはよく理解できる。加えて、次世代に多数の廃墟、すぐに解体が必要となる建築物、低水準のインフラを押し付けてはならず、人口が急激に減少しても持続可能な共同体を次世代に引き継ぐためにも必要なことだとの視点も加えてはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、「人口が急激に減少しても持続可能な共同体を次世代に引き継ぐ」ためにも必要であることをご理解いただけるよう取り組んでまいります。</p>
3	P33～ V 公共施設 等の管理に 関する基本 的な方針	<p>令和4年度の予定事業についても「決まっていることだから」と漫然と行わず、事業によっては延期・見直しを開始すべきではないか。</p>	<p>計画や事業内容については社会情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うこととしています。</p>

NO.	頁及び 該当箇所	ご意見	市の考え方
4	P33～ V 公共施設 等の管理に関 する基本的な 方針	ただし、①情報開示と②説明責任はしっかりと果たしていただきたい。計画が決定したら、施設利用者だけでなく全市民に対し、公共施設維持にはどれだけの費用がかかるのか（全施設でなくてもよい。重要であるにもかかわらず、市民には全く想像できないことだから。）、なぜ縮減が必要なのか、どんな方針で、どのように進めていくのか、市民の意見を聴く機会をどのように設けるかなど、理を尽くして説明していただきたい。計画案の意見公募をしたという事実だけでは到底足りない。ここを避けて通ると後々難航するのではないか。	いただいたご意見も含めて、市民の皆さまにご理解いただけるような情報の提供と、分かりやすい説明に努めてまいります。
5	P33～ V 公共施設 等の管理に関 する基本的な 方針	WGについては、庁内でも管理職だけでなく次世代を担う若手職員を入れて議論していただきたい。また、ジェンダーのバランスに配慮しつつ、議員や市民も加える方が多様な視点が提供されて説得的な結論が導けるであろうし、その過程も包み隠さず公開する方が信頼を得やすいのではないか。	市の管理職だけで議論を進めることは考えておりません。あらゆる方々に現状を知ってもらう機会を設けることは重要であるため、いただいたご意見も含めて、よりよい議論や情報公開のありかたを検討してまいります。
6	P33～ V 公共施設 等の管理に関 する基本的な 方針	施設の利用状況調査に当たっては、延べ人数だけでなく、同じ団体や個人の繰り返し利用の実態、年齢別、性別利用状況も把握が必要ではないか。また人口減少に伴い、団体でしか利用できない施設より少人数での利用が可能な施設を残す、健康維持のために有効との客観的データのあるスポーツ施設は優先する等の視点も加えてはどうか。	ご意見のとおり、公共施設の適正管理に取り組むには、各施設の利用状況等を詳細に把握する必要があると考えています。必要に応じた調査を実施するなどし、今後も様々な視点から検討してまいります。

NO.	頁及び 該当箇所	ご意見	市の考え方
7	P33～ V 公共施設 等の管理に関 する基本的な 方針	多数の施設の解体・撤去にか かる莫大な費用について触 れられていないことに不安を 覚える。	P27～32公共施設等の更新費用にお いて解体費も含めた将来推計を試算して いますが、各施設に係る維持・更新費用 等については、別途「個別施設計画」に おいて定め、公表しているところです。
8	P36 V-3 実施方 針 (3) 圏域 別の機能分担	合併という特殊事情と合併 後の経過期間を十分考慮し、 少数派をないがしろにせず、 市の一体感醸成に資する配慮 をしていただきたい。	いただいたご意見も含めて、今後も 様々な角度から検討してまいります。
9	P39 (5) ユニバ ーサルデザ インの取組み	高齢者・障がい者に加え て、「性的少数者、妊娠して いる方、乳幼児連れ」と表記 してはどうか。はっきり表記 することで配慮不足を防止で きるのではないか。	ユニバーサルデザインの取り組みはす べての人を対象としていますが、いた だいたご意見も含めて、よりよい表記と なるよう検討します。
10	P48 (P52) 下水道施設に ついて	下水道施設（合併浄化槽、 集落排水）は早急に普及率を 引き上げるべき施設ではない のか。地方の山間部の過疎地 域とはいえ、21世紀の文化国 家として現在の普及率は恥ず べき状況ではないのか。この ことゆえに移住者に選ばれ ないまちになっていないか、 検討が必要ではないか。	農業集落排水事業は、現時点にお いて事業拡大は困難であると考えら れるため、区域内における普及率向 上の方策を講じてまいります。農 業集落排水事業区域外につきま しては、転換補助金制度等の支 援により引き続き合併浄化槽の普 及拡大に取り組んでまいります。
11	全体的に	市民にわかりやすいもの となるよう、全体のカタカナ表 記をきちんと日本語に改める （または併記する）ことが必 要ではないか。アセットマネ ジメント、ストックマネジメ ント、ライフサイクルコス ト、etc.	いただいたご意見も含めて、わかり やすい表記となるよう努めてま いります。

【問合わせ先】

伊佐市財政課財産管理活用係

〒895-2511 伊佐市大口里1888番地

電 話：0995-23-1311（内線1145）

F a x：0995-22-5344

E-mail：kanzai@city.isa.lg.jp